

社会全体でいじめをなくす！！

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

花巻市は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年度法律第71号）及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。（平成26年12月）

これを受けて、花巻市内の全小中学校が学校毎に基本方針を定め、子ども達の好ましい人間関係を育む教育活動に取り組みます。桜台小学校では、学校と家庭、地域が一体となった取組を推進して行きます。

いじめとは何ですか？

- ◆ 冷やかしの、からかい
- ◆ 仲間外れ
- ◆ ぶつかられる
- ◆ 叩かれる、蹴られる
- ◆ 物を壊される、捨てられる
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいことをさせられる
- ◆ インターネット上やメールで誹謗中傷される 等
- ◆ 悪口、脅し文句
- ◆ 集団による無視
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 物を隠される



「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童と同じ学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

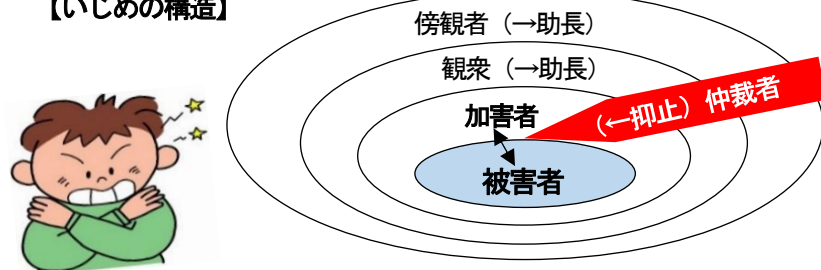
【「いじめ防止対策基本法」より（平成25年9月28日施行）一部表現変更】

いじめは当事者だけの問題ではありません！

いじめは「被害者」と「加害者」との関係だけでなく、周りではやしたてる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」のいる中で起こっています。

「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもが結果としていじめを助長している場合もあり、「傍観者」が積極的に「仲裁者」になれるような指導が大切です。

【いじめの構造】



桜台小学校の取組（「基本方針」より抜粋）

〈目指す学校の姿〉

いじめや差別を許さず 児童一人残らず安心して過ごせる学校

【未然防止】

- 1 学級経営の充実
- 2 児童会活動の充実
- 3 道徳教育の充実
- 4 相談体制の整備
- 5 情報モラル学習
- 6 学校間、地域連携

【早期発見】

- 1 職員の情報共有
- 2 アンケートの実施
- 3 日常観察
（児童と遊ぶ、対話）
- 4 家庭・地域との連携

【早期対応】

- 1 正確な実態把握
- 2 指導体制、方針決定
- 3 いじめ解消に向けた取組
- 4 解消後の経過観察
- 5 継続指導
- 6 再発防止活動

「桜台小いじめ防止五カ条」の誓い

- 一、冷やかしの、からかい、悪口はやめよう
- 一、相手が嫌な気持ちになる言葉を使わないようにしましょう
- 一、人にちょっかいをかけないようにしよう
- 一、人の物を勝手に触らないようにしましょう
- 一、仲間はすれや無視はしないで誰にでもあいさつしよう

いじめ防止活動計画

桜台アンケート（5月、10月）
いじめ防止を考える日（6月）
保護者アンケート（10月）
校内児童理解研修会
（5月、2月）

【関係機関との連携】

- ・ 花巻市教育委員会
- ・ 学童クラブ
- ・ 花巻北中学校
- ・ 花巻警察署
- ・ 児童相談所

【いじめ防止対策委員会】

- ◆ 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、担任、学年主任、養護教諭 等
→必要に応じてカウンセラー等の外部専門家も加えて構成

【家庭・地域との連携】

- ・ 家庭訪問、個人面談、日常的な情報交換
- ・ 保護者や民生委員、児童委員等との情報交換

♡ こんな対応が子ども達の心を救います ♡

- ♡ 子どもに寄り添い、一緒に考えること
- ♡ よいことをした時には大いに褒めること
- ♡ 悪いことをした時にはしっかりと叱ること
- ♡ 子どもを信頼すること
- ♡ 子どもとの衝突をおそれずに、温かく時には厳しく接していくこと



保護者のみなさんへ

いじめが重大な人権侵害であることを家族みんなで理解し合い、大人が進んで模範を示しましょう。

- 子どもに目標をもった生活を送らせ、いじめに向かわない積極的な生き方を身に付けさせましょう。
- 生命の大切さや他者への思いやりを、折に触れて子どもにしっかりと伝えましょう。
- もし子どもがいじめの被害にあった場合は全力で守り、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを我が子と一緒に考えましょう。

子どもが発するサインや変化を見逃さないで!!

- ◇朝なかなか起きられない。登校を渋る。
- ◇元気がない。食欲がない。眠れない。
- ◇口数が少なくなる。学校や友達の話をするのを避ける。
- ◇ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。
- ◇「学級を替わりたい、転校したい、〇〇を辞めたい」とこぼす。
- ◇おどおどしたり、いらいらしたり、不安定な精神状態になる。
- ◇友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。
- ◇服装の汚れや破れが目につく。
- ◇あざやかすり傷がある。
- ◇暴力的な言動が目立つ。
- ◇持ち物に落書きや汚れ、破損がある。
- ◇金遣いが急に荒くなる。
- ◇買った覚えのない物を持っている。大切にしていた物がなくなる。
- ◇携帯電話に入る連絡に過剰に反応し、不安な顔になる。



いじめがあると、毎日の生活の中にいつもと違った行動や態度が現れます。変化に気付いたらすぐ学校に相談してください。

地域のみなさんへ

地域の集まりで、大人社会のあり様も含めていじめの問題への理解を深め、地域の子を守り育てましょう。

- 地域の活動や行事などを通して、子どもにも大人にも人間関係を結ぶ力を育てましょう。
- 子育てやしつけに関する悩みを抱える保護者に寄り添い、相談に乗ったり声がけをしたりして不安や孤立感を和らげましょう。
- 気になることがあったら、学校への情報提供や見守り活動などを行い、学校や保護者と連携していじめの防止に取り組みましょう。